

内閣府本府行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

内閣府本府行政文書管理規則の一部を改正する訓令

内閣府本府行政文書管理規則（平成 2 3 年内閣府訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第 1 0 章 秘密文書等の管理 <u>（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理）</u> 第 3 0 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた内閣府本府特定秘密保護規程（平成 2 6 年内閣府訓令第 5 4 号）に基づき管理するものとする。 <u>また、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 2 7 号）第 3 条第 1 項の規定による指定を受けた情報（以下「重要経済安保情報」という。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 2 6 号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な</u>	第 1 0 章 秘密文書等の管理 <u>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</u> 第 3 0 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた内閣府本府特定秘密保護規程（平成 2 6 年内閣府訓令第 5 4 号）に基づき管理するものとする。

運用を図るための基準（令和７年１月３１日閣議決定）及び同令第１条第１項の規定に基づき定められた内閣府本府重要経済安保情報保護規程（令和７年内閣府訓令第１６号）に基づき管理するものとする。

（秘密文書の管理）

第３１条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。

〔(1)・(2) 略〕

〔２～１０ 略〕

別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準

１ 〔略〕

２ 具体的な移管・廃棄の判断指針

〔略〕

〔(1)～(3) 略〕

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

〔(5)・(6) 略〕

（秘密文書の管理）

第３１条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。

〔(1)・(2) 同左〕

〔２～１０ 同左〕

別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準

１ 〔同左〕

２ 具体的な移管・廃棄の判断指針

〔同左〕

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

〔(5)・(6) 同左〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この訓令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。